

第 7 章

高等学校における 看護教育

第 1 節 看護教育の推移

1. 看護教育の変遷
2. 学習指導要領の改訂と教育課程
3. 看護教育の推進
4. 施設・設備の整備

第 2 節 生徒募集人員の推移

第 3 節 教員の研究活動

1. 研究学校としての活動
2. 教育課程研究集会
3. 近畿高等学校看護教育研究協議会
4. 教員の研修
5. 教員の研究活動
6. 生徒募集停止の経緯と今後の看護教育

第 1 節

看護教育の推移

1 看護教育の変遷

昭和38(1963)年の教育課程の改訂と前後して、高校教育の多様化が全国的に検討されるようになり、その一環として特色ある学科の設置が多く試みられるようになった。

一方、医療界においては、看護婦不足が日々深刻となるとともに、高校進学率の高まりにより、従来の准看護婦養成制度が行き詰まり、この状況を打開する施策の実現が強く求められていた。

府教育委員会においては、このため、昭和40(1965)年度に後期中等教育制度審議会(当時の呼称)に「特色ある学科の設置について」の諮問を行った。当審議会では、同年6月から8回の審議を行い、同年12月に次のような中間答申を出した。

衛生看護科の設置については、「社会の要請に応じ、教養、技能ともに優れた看護婦の養成に資するために、衛生看護科を設置することは、時宜に適した措置であると認められる。その措置にあたっては、府衛生部と緊密な連絡協調を図る必要がある。」と示された。府教育委員会においては、この中間答申を受けて関係方面と折衝し、衛生看護高校(仮称)の設立の計画を決めた。昭和41(1966)年度当初予算に設立準備室費を計上し、同年9月に府立白菊高校設立準備室を発足させた。その後、昭和42(1967)年4月に府立勝山高校の移転跡の校舎を府立白菊高校と府立桃谷高校(通信制の課程)、府立大学工業短期大学部(夜間の課程)の3校が併用する中で西日本唯一の衛生看護科単科の高校教育が開始された。

続いて、当時、衛生看護教育については、准看護婦のみでなく、看護婦養成への継続教育の必要性が要請されていたことから、昭和45(1970)年に高校看護科卒業を資格とする2年制の看護専攻科が開設されることとなった。これに伴い、3校併用の一校地内にさらに校舎を建設することは各方面に無理を生じるとの判断から、昭和45(1970)年度に府立大学農学部跡地に移転した。

また、昭和43(1968)年10月に、府立白菊高校PTA会長から府教育委員会に対して、看護に関する大学設置の陳情書が出されたり、保護者から看護専攻科の看護短期大学への移行について強い要望などがあり、昭和54(1979)年4月に府立看護短期大学が開校された。当短期大学は、後に府立看護大学医療技術短期大学部へと移行されたが、府立白菊高校の閉校に伴い、平成17(2005)年度から生徒募集停止となった。

なお、府立看護短期大学の発足に伴って、府立白菊高校の看護専攻科は昭和55(1980)年度に8期生の卒業をもって廃科となった。

府立白菊高校の開校当初、衛生看護科において履修させる看護に関する教科・科目については、昭和35(1960)年改訂の学習指導要領には記載がないため、「高等学校衛生看護科における専門教育の教科・科目参考例」をもとにして、表7.1のような昭和42(1967)年度の教育課程が編成された。

昭和48(1973)年から実施の学習指導要領の中で、初めて看護が教科として位置付けられ、その内容も整理された。学科の目標として、①看護に関する知識と技術を習得させ、看護を適切に行う能力と態度を養う。②看護技術の科学的根拠を理解させ、その改善進歩を図る能力と態度を養う。③看護の社会的意義を理解させ、看護に従事する者としての望ましい心構えと国民の健康の保持増進に寄与する態度を養うことが示された。科目については、図7.1のように「看護概説」及び「看護基礎医学」を看護の基礎科目と定め、その上に「成人看護」及び「母子看護」を位置付け、これらの科目による理論的学習を基礎として、その理論を具体的に表現できる技術を習得する「看護実習」を並行して履修させる5科目構成となっている。

府立白菊高校においては、前述の目標を受けて、学校の教育方針を衛生看護科については、①有為な社会人としての人格識見を養う。②衛生看護などに関する知識・技術を習得させ、勤労と責任を重んじ、高い知性と豊かな情操を身に付けた看護従事者を養成する。看護専攻科については、①衛生看護に関する専門的事

項をより正確に教授し、その研究を指導する。②新時代の女性にふさわしい高い教養と豊かな情操を身に付けた優れた看護婦を育成することとされた。

このほか、衛生看護科及び専攻科の科目編成は、表7.2のように定められた。

表 7.1 衛生看護科の教育課程の推移

入学年度		昭和42年度				入学年度		昭和48年度				入学年度		昭和57年度				入学年度		平成13年度				
教科	科目	I	II	III	計	教科	科目	I	II	III	計	教科	科目	I	II	III	計	教科	科目	I	II	III	計	
国語	現代国語	3	2	2	9	国語	現代国語	3	2	3	10	国語	国語 I	4			9	国語	国語 I	4			8	
	古典甲	2					古典 I 甲		1	1			国語 II		3	2			国語 II		2	2		
社会	倫理・社会		2		9	社会	倫理・社会			2	10	社会	現代社会	4			8	地理歴史	世界史 A		2		4	
	政治・経済			2			政治・経済		2	世界史				2	2	地理 A			2					
	世界史 A		3				世界史 A		3							公民			現代社会			3		3
	地理 A	2					地理 A	3								数学			数学 I	4				8
数学	数学 I	5			8	数学	数学 I	3	2	2	7	数学	数学 I	4			9	理学	数学 II		2	2	8	
	数学 II A		3						基礎解析				3	2	化学 I B	2			2	7				
理科	物理 A			3	11	理科	化学 I		3		6	理科	理科 I	2	2		7	保健体育	生物 I B			3	8	
	化学 B		2	2			生物	3		生物					3	体育			3	2	2			
	生物	4														保健			1					
保健体育	体育	3	2	3	10	保健体育	体育	3	2	2	9	保健体育	体育	3	2	2	8	芸術	音楽 I	2			2	
	保健	1	1				保健		1	1			保健		1				書道 I					
芸術	音楽 I	2			4	芸術	音楽 I	2			4	芸術	音楽 I	1			3	外国語	英語 I	4			9	
	書道 I		2				書道 I		2				書道 I		2				英語 II			3		
外国語	英語 B	4	3	4	14	外国語	英語 A	3	3	3	9	外国語	英語 I	4			10	家庭	オールラウンドコミュニケーションA		2		3	
	ドイツ語			3						英語 II				3	3	家庭			家庭一般			3		
家庭看護	家庭一般	2	2		4	家庭看護	家庭一般	2	2		4	家庭看護	家庭一般		3		3	看護	看護基礎医学	4	3		39	
	看護一般	5	2				看護概説	2		看護基礎医学			4	1		基礎看護			5	2				
	成人看護		4	3			看護基礎医学	4		基礎看護			6	2		成人看護				2	2			
	母子看護		1	1			成人看護		5	1			成人看護		5	7			母子看護			2		
	看護実習	3	7	13			母子看護			2			母子看護			4			看護臨床実習	1	7	9		
							看護実習	4	6	15			看護臨床実習		3	7			看護情報処理	1		1		
教科・科目の計		36	36	36	108	教科・科目の計		32	32	34	98	教科・科目の計		32	32	32	96	特別活動		1	1	1	3	
特別活動		1	1	1	3	特別活動		2	2	2	6	特別活動		2	2	2	6	総計		34	30	30	94	
総計		37	37	37	111	総計		34	34	36	104	総計		34	34	34	102							

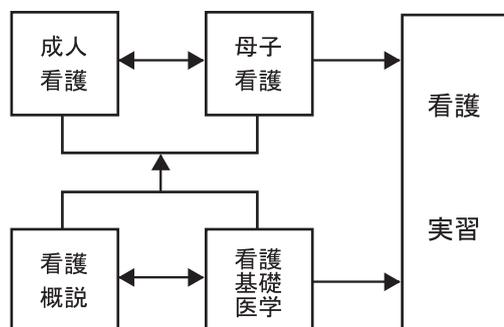


図 7. 1 科目の関連性

表 7. 2 科目の編成

[衛生看護科]

科目名	1年	2年	3年	合計
看護概説	2			2
看護基礎医学	4			4
成人看護		5	1	6
母子看護			2	2
看護実習	4	6	15	25
合計	10	11	18	39

[看護専攻科]

科目名	1年	2年	合計
医学関係9科目	7	2	9
看護総論	1.5	1.5	3
成人看護学	7.5	4.5	12
小児看護学		2.5	2.5
母子看護学		2.5	2.5
看護実習	10	13	23
合計	26	26	52

表 7. 3 看護の目標の新・旧比較

昭和48年改訂	昭和53年改訂
1 看護に関する知識と技術を習得させ、看護を適切に行う能力と態度を養う。 2 看護技術の科学的根拠を理解させ、その改善進歩を図る能力と態度を養う。 3 看護の社会的な意義を理解させ、看護に従事する者としての望ましい心構えと国民の健康の保持増進に寄与する態度を養う。	看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

2 学習指導要領の改訂と教育課程

(1) 昭和53(1978)年改訂

高校進学率の上昇等に伴い、高校における看護教育を巡る諸情勢は著しく変化し、生徒の能力・適性等も多様化した。また、近年の科学技術の急速な進展に対応し、生涯学習の基礎ともいうべき、看護教育の在り方が問われ、時代の要請に応ずる内容の検討が行われた。

看護に関する教科・科目の改訂の要点は、次のとおりである。

- ① 教科及び科目の目標については、できるだけ簡潔に表現した。
- ② 科目の内容の再構成に伴い、科目の名称を変更した。
- ③ 座学と実習の関連を密にする観点から、改訂前の「看護実習」の内、現場実習以外の実習については関係科目の内容に含めて再構成を図った。
- ④ 実験・実習に充てる授業時数の確保という立場でその割合を示した。

ア 教科の目標について

教科の目標については、改訂の基礎教育重視の観点を明確にするため、看護に関する知識と技術の習得について「基礎的・基本的な」、また、看護教育における精神面の充実を図るため、「看護の本質を理解させる」という文言が付け加えられた。

なお、表7.3はその比較を示したものである。

イ 教科の組織について

昭和53(1978)年改訂の学習指導要領においては、表7.4のように科目として「看護基礎医学」、「基礎看護」、「成人看護」、「母子看護」、「看護臨床実習」の5科目が示された。このうち、「基礎看護」は昭和35(1960)年の学習指導要領の「看護概説」と「看護実習」の内容を改め、看護の基礎と技術を習得させる科目として位置付けられた。したがって、「看護実習」のうち校内実習に係わる基礎的・基本的なものは、それぞれ各科目で履修させ、これにより習得した知識と技術を臨床の場実践させる科目として、「看護臨床実習」が新設された。これら5科目の関連については、「看護基礎医学」及び「基礎看護」を看護の基礎科目と定め、その上に「成人看護」及び「母子看護」を位置付けるといういわゆる基礎から専門への積み上げとなっている。

また、これらの科目は、「看護臨床実習」と関連付けて履修させるという構成になっている。

なお、5科目の標準単位数については、教育課程の弾力化を図る観点から、学習指導要領には示されず、設置者が定めることとなった。

表7.4 看護に関する科目の対照表

昭和48年の学習指導要領	昭和53年改訂の学習指導要領	平成元年改訂の学習指導要領
看護概説(2~4)	看護基礎医学	看護基礎医学
看護基礎医学(4~8)	基礎看護	基礎看護
成人看護(6~12)	成人看護	成人看護
母子看護(2~4)	母子看護	母子看護
看護実習(20~27)	看護臨床実習	看護臨床実習
看護に関するその他の科目	看護に関するその他の科目	看護に関するその他の科目

ウ 教育課程について

府立白菊高校は、「保健婦助産婦看護婦法」に基づく准看護婦養成学校として文部大臣の指定を受けている。このため、教科・科目の履修に当たっては、指定の要件を満たさなければならないこととなっている。

(ア) 改訂への取り組みについて

昭和51(1976)年12月の教課審答申に基づき、「看護実習」の中の「基礎看護実習」、「成人看護実習」、「母子看護実習」については、「看護概説」、「成人看護」、「母子看護」の科目内実習として、座学と一体的に指導することが既に実践されていたため、学習指導要領の改訂への移行は順調に行われた。

また、「看護の本質を理解させる」との文言に込められた看護に従事する者としての大切な精神面の充実を図ることについては、教材の研究及び工

夫をはじめ、生徒の体験学習などをとおして取り組まれることとなった。

(2) 平成元(1989)年改訂の学習指導要領

昭和53(1978)年の改訂と教科の目標は同じであり、科目構成についても表7.4のように基本的に変わらないが、社会の情報化の進展に対応し、看護の分野でコンピュータを活用する基礎的な能力を養うため「看護情報処理」が新設されるとともに、高齢化の進展に対応し、老人看護や福祉に関する内容の充実を図るため、「成人看護」の教育内容が充実された。

また、「看護臨床実習」の目標に「問題解決の能力を養う」の文言が加えられ、その趣旨が活かされる配慮が求められた。

3 看護教育の推進

(1) 「看護の本質を理解させる」ために

看護の本質を理解させるには、「看護の心」を育てることが大切である。府立白菊高校の科目内実習においては、①生徒が患者体験を積み重ねられるような実習計画であること。②生徒の患者体験による感想文及び意見を尊重する授業展開であること。③臨床場面に近い場面設定であることに重点が置かれて実施されてきた。

また、看護臨床実習の重点課題として、①社会生活における基本的な態度・言葉使いを身に付けさせるためには、どのような指導内容が必要か。②現場で実際に行動できるためには、校内ではどこまで実習させるか。③現場実習の目標を明確化し、効果的にするためには、臨床実習指導者との打ち合わせの時期及び内容をどのようにすべきかがあげられている。

このほか、平成元(1989)年の学習指導要領の改訂により看護臨床実習の中に老人ホーム実習が含まれるようになった。

なお、表7.5は、看護臨床実習の受け入れ先を示したものである。

(2) 看護科教員の充足について

ア 医師講師の招聘

保健婦助産婦看護婦養成所指定規則では、看護教科の中で医師による講義を受けなければならない指

導項目が定められている。しかし、医師は授業日を週の内1~2回しかも午後のみという場合が多く、その上、多いときには30余人の医師が必要であるため、その確保と各学年4学級で合計12学級の授業時間の調整に大きな労力が掛けられてきた。

さらに、平成10(1998)年度から、本府の経済に属する医師の確保が困難となったため、堺市医師会の協力を得て、医師の確保が図られたが、困難を窮め4月当初までに確保できることは稀であった。

イ 看護の専門教科教員について

看護の専門教科では、看護婦有資格者で高校の「保健」の教員免許状を有する者が「教諭」として採用されていた。その後、昭和49(1974)年の教員免許法の改正により、「看護」の教員免許が新設され、大学の看護教員養成課程修了者又は文部省の資格認定試験合格者に付与されることとなった。

また、教員免許状を有しない看護婦は「助教諭」として採用されていたが、4年の在職年数と規定の45単位の修得により、高校「保健」の教員免許が取得できるようになり、教諭に任用される道が開かれた。このため、府教育委員会は、昭和45(1970)~49(1974)年に大阪教育大学の指導のもと、55単位の認定講習を開講した。その結果、当時の看護科教員のほぼ全員が「教諭」の資格を有するに至った。

なお、伝染病院・精神病院・リハビリテーション施設・老人ホームの見学実習は別途に実施された。

4 施設・設備の整備

昭和41(1966)年7月に文部省は、「高等学校の衛生看護およびこれに準ずる学科における産業教育実験実習施設・設備充実参考例」を示し、国庫補助を始めた。

府立白菊高校においては、昭和42(1967)年度からこれに基づいて、施設・設備の充実が図られてきた。し

かし、医療技術の進歩に伴い、器械器具が次々と改良され、現実にそぐわないものが多く見受けられるようになった。このため、施設・設備の最新化が強く求められるようになり、ベッド、モデル人形、赤ちゃん人形、洗髪車、患者輸送車、コンピュータ等が重点的に整備された。

表 7. 5 総合病院・老人ホーム実習先一覧

施設名	年度																	
	昭和43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
大阪府立病院	←		←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大阪赤十字病院	←																	
大阪厚生年金病院			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	←		
関西電力病院			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	←							
大手前病院					←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
長吉総合病院										←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大阪通信病院				←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
国立大阪病院	←	-----																
住友病院		←	-----															
大阪労災病院			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
市立堺病院			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
新千里病院					←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大阪市立大学 付 属 病 院								←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
済 生 会 富 田 林 病 院												←	-----	-----	-----	-----	-----	-----
松 下 病 院												←	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大 阪 府 立 大 羽 曳 野 病 院															←	-----	-----	-----
大阪船員保険病院																		←

(注) 1 ← - - - → 印は、昭和53(1978)年度で廃科となった看護専攻科の看護実習を示す。
 2 開設年度の昭和42(1967)年度は、第1学年のみのため看護実習を実施されていない。
 3 昭和62(1987)年度から第2学年の看護臨床実習が10月から6月に移行した。
 4 平成5・6(1993・1994)年度は母子実習が実施された。

施設名	年度														
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
府立特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム陵東館			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム年輪			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム萬寿苑			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム寿里苑			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム長吉(旧喜連)			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホーム寿光園			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
藤井寺特別養護老人ホーム			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
老人保健施設杖岡の里特別養護老人ホーム福寿苑			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
老人保健施設ライフ7・中津 中津特別養護老人ホーム喜久寿園			←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
ひらかた聖徳園特別養護老人ホーム					←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
特別養護老人ホームグルメ杵屋社会貢献の家													←	-----	-----
豊中市立老人保健施設かがやき												←	-----	-----	-----
富田林市ケアセンターけあばる												←	-----	-----	-----
医真会八尾介護老人保健施設あおぞら												←	-----	-----	-----
老人保健施設松柏苑												←	-----	-----	-----
頌徳会老人保健施設ソルビラージュ												←	-----	-----	-----
堺市医師会介護老人保健施設いずみの郷													←	-----	-----
恒尚会介護老人保健施設クローバー悠園													←	-----	-----

61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	年度 施設名
																		大阪府立病院
																		大阪赤十字病院
																		大阪厚生年金病院
																		関西電力病院
																		大手前病院
																		長吉総合病院
																		大阪通信病院
																		国立大阪病院
																		住友病院
																		大阪労災病院
																		市立堺病院
																		新千里病院
																		大阪市立大学 附属病院
																		済生会 富田林病院
																		松下病院
																		大阪府立 羽曳野病院
																		大阪船員保険病院
																		小松病院
																		大阪府立身体障害者 福祉センター病院
																		国立泉北病院
																		医真会 八尾総合病院
																		済生会泉尾病院
																		行岡医学研究会
																		八尾徳洲会 総合病院
																		大阪府立母子保健 センター(母性)
																		聖バルナバ病院 (母性)
																		耳原総合病院 (母性)
																		近畿大学附属病院 (母性)
																		大阪警察病院 (母性)
																		浅香山病院
																		阪本病院
																		小阪病院
																		茨木病院
																		大阪市立 桃山伝染病院

第 2 節

生徒募集人員の推移

府立白菊高校の創設時の昭和42(1967)年度における衛生看護科の競争率は、2学級80名の生徒募集人員に対し、志願者数は269人で、3.36倍という高倍率となった。次年度から、生徒募集人員は3学級120名となったが、平成15(2003)年の閉校まで定員を下回ることにはなかった。昭和55(1980)年度の看護専攻科の廃科に伴い、昭和53(1978)年度から衛生看護科は1学級増となり、4学級164名の生徒募集人員となった。

また、平成3(1991)年の入学者選抜制度の変更により、専門学科第一次入学者選抜と一般入学者選抜の2

回の試験が行われ、専門学科第一次入学者選抜で50%、残りの50%を一般入学者選抜で合格させる方式がとられたが、専門学科第一次の競争率は常に2倍を超えた。

さらに、平成5(1993)年度から、専門学科第一次入学者選抜ですべての生徒募集人員を合格させる方式となり、競争率は一層高くなった。

なお、閉校に至る最後の生徒募集人員は、進学先等のことを考慮して、3学級120名となった。

表7.6は、開校から閉校に至るまでの生徒募集人員の推移を示したものである。

表 7. 6 衛生看護科及び看護専攻科の生徒募集人員の推移

(単位：名・人)

衛生看護科

方式	年度	募集人員	志願者数	競争率
一般選抜	昭和42	80	269	3.36
	43	120	131	1.09
	44	120	158	1.32
	45	120	149	1.24
	46	120	139	1.16
	47	120	166	1.38
	48	120	139	1.16
	49	120	154	1.28
	50	120	170	1.42
	51	120	201	1.68
	52	120	163	1.36
	53	164	196	1.20
	54	164	208	1.27
	55	164	180	1.10
	56	164	191	1.16
	57	164	182	1.11
	58	164	232	1.41
	59	164	233	1.36

看護専攻科

年度	募集人員	志願者数	競争率
昭和45	80	42	0.53
46	80	66	0.83
47	80	121	1.51
48	80	96	1.20
49	80	133	1.66
50	80	93	1.16
51	80	102	1.28
52	80	91	1.14

方式	年度	募集人員	志願者数	競争率
一般選抜	昭和60	164	192	1.17
	61	168	207	1.23
	62	168	200	1.19
	63	168	201	1.20
	平成元	168	179	1.06
	2	164	179	1.09
	併用	3	48	一次 293
112			一般 131	1.17
4		64	一次 223	3.48
		96	一般 116	1.21
専門一次選抜	5	160	318	1.99
	6	160	343	2.14
	7	160	308	1.93
	8	160	340	2.13
	9	160	321	2.01
	10	160	298	1.86
	11	160	282	1.76
	12	160	288	1.80
	13	120	217	1.81

(注) 平成3・平成4(1991・1992)年度の併用は、専門一次選抜と一般選抜の双方の方式がとられたことを示す。

第3節

教員の研究活動

1 研究学校としての活動

府立白菊高校においては、昭和46・47(1971・1972)年度の文部省研究指定校として、研究題目「看護実習における効果的な学習指導について」の研究活動が2年間行われた。

研究活動の内容は、①校内実習の目標・指導内容・指導上の留意事項をまとめた「校内実習年間指導計画」の作成 ②校外実習(病院実習)の目標・指導内容・実習項目(各科別)自己評価表などをまとめた「看護実習必携」の作成 ③研究授業として取り上げた看護

実習に関する実践活動についての研究協議の実施 ④実習項目の到達目標を2～4にしぼり、その目標に到達するためにはどのような動作・技術が身に付いていなければならないかのチェックリストの作成であった。

また、看護実習の際にチェックリストを生徒に持参させ、自己評価及びグループ活動の討議資料として活用させた。

なお、この研究活動の最大の成果は、看護実習の到達目標をより具体化し、明確にしたことと、生徒がチェックリストを活用し、実習効果を高めたことであった。

2 教育課程研究集会

衛生看護科の教員は、昭和48(1973)年度から、学習指導要領による教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、学習指導の改善に資することを目的とした府教育委員会主催の教育課程研究集会に参加している。

その際の全国の研究課題等は、次のとおりである。

(1) 昭和48(1973)年度

「看護科の目標を達成させるためには、教育課程の編成や各科目の指導計画の作成、学習指導の在り方をどのように工夫すればよいか。」という全国共通課題をもとに、本府では、「看護実習における生徒の主体的な学習を促進させるためには、指導の在り方をどのように工夫すればよいか。」が発表され、「注射法」、「手術室の看護」、「沐浴指導」などについて研究協議が行われた。

(2) 昭和49(1974)年度

「看護実習はどのような内容をどのように指導したらよいか。」という全国共通課題をもとに、本府では①「基礎看護実習と成人・母子看護実習との関連付けをどのようにすればよいか。」②「『看護実習』の中の、基礎看護の内容の重点の置き方をどのようにすればよ

いか」③「基礎看護における基本的事項の定着を図るためには、指導の在り方をどのように工夫すればよいか。」について発表が行われた。

(3) 昭和50(1975)年度

全国共通課題は前年度と同じであったが、本府では、「成人看護実習において、基本的事項の定着を図るためには、指導方法をどのように工夫すればよいか。」について発表が行われた。

(4) 昭和51(1976)年度

全国共通課題は前年度と同じであったが、本府では、「校内実習及び病院実習において成人看護をどのように指導すればよいか。」について発表が行われた。

(5) 昭和52(1977)年度

全国共通課題は前年度と同じであったが、本府では、①「母子看護について、基本的事項の指導の徹底を図るためには、どのように内容を精選し、指導方法を改善すればよいか。」②「母子看護実習と看護に関する他の科目との関連付けをどのようにすればよいか。」③「校内実習及び病院実習において、母子看護をどのように指導すればよいか。」について発表が行われた。

(6) 昭和58(1983)年度

全国共通課題と同じ『基礎看護』の学習を効果的に進めるためには指導計画及び指導方法をどのように改善したらよいか。』について、本府においても発表が行われた。

(7) 昭和63(1988)年度

全国共通課題と同じ「学ぶ心を育成する看護教育－新時代の養成に対応できる看護者を育成する指導法－」について、本府においても発表が行われた。

(8) 平成元(1989)年度

全国共通課題と同じ「社会の進展に対応した看護教育を考える。－情報化、高齢化、並びに医療技術の進歩に対応した看護者を育てる指導法の研究－」について、本府においても発表が行われた。

(9) 平成3(1990)年度

全国共通課題と同じ「新しい時代に対応した看護教育を考える。－学ぶ心と実践力を育成する指導法の研究－」について、本府においても発表が行われた。

(10) 平成5(1992)年度

全国共通課題と同じ「時代の要請に応える看護教育を考える。－学ぶ心と看護の心を育成する指導方法の研究－」について、本府においても発表が行われた。

(11) 平成7(1994)年度

全国共通課題と同じ「社会の期待に応える看護教育を考える。－豊かな心を持ち、自ら学び社会の変化に

主体的に対応できる能力を育てる指導方法の研究－」について、本府においても発表が行われた。

(12) 平成9(1996)年度

全国共通課題と同じ「21世紀を担う看護教育を考える。－豊かな感性と自ら学び考え、判断できる力を育てる指導法－」について、本府においても発表が行われた。

府立柴島高校及び府立松原高校に配属された看護教員が参加した。

(13) 平成11(1998)年度

全国共通課題と同じ「ゆとりの中で、生きる力を育む看護教育を考える。－生徒の実態と制度改革を踏まえて－」について、本府においても発表が行われた。

(14) 平成12(1999)年度

全国共通課題と同じ「21世紀を担う看護職者に求められるもの－看護する心を育てる指導法－」について、本府においても発表が行われた。

(15) 平成14(2001)年度

全国共通課題は「新世紀、新制度、新教育課程に対応した特色ある看護教育の在り方－豊かな感性、看護の心を育む看護教育を求めて－」であった。

本府においては、府立白菊高校を中心とした最後の教育課程研究集会となったため、「平成14(2001)年5月24日付け高等学校学習指導要領『看護』の規定の一部改正」、「指導計画の作成に当たっての配慮事項」、「教科基礎看護の評価の観点と評価規準について」の研究協議が行われた。

3 近畿高等学校看護教育研究協議会

昭和44(1969)年に府立白菊高校において、初めて近畿高等学校看護教育研究協議会が開催された。しかし、その後、諸般の事情により一時中断されていた活動が、昭和56(1981)年1月の全国看護高等学校長協会近畿支部の規約の整備に伴い、再開された。昭和56(1981)年8月に学習指導要領の改訂に当たり、改めて、第1回

目の会合が府立白菊高校で開催された。参加校は、大阪府(府立白菊)、滋賀県(県立八幡)、奈良県(県立北和女子・奈良文化女子短期大学付属)、兵庫県(県立新宮・県立日高)、和歌山県(県立南紀)、京都府(聖家族：現京都聖カタリナ女子・日星)の9校であった。

なお、表7.7は近畿高等学校看護教育研究協議会の活動内容を示したものである。

表7.7 近畿高等学校看護教育研究協議会の活動内容

年度	開催地	会場	内容
昭和56	大阪府	大阪府教育会館	改訂された学習指導要領
57	兵庫県	六甲荘	改訂された学習指導要領
58	奈良県	奈良文化会館	改訂された学習指導要領
59	和歌山県	紀の国会館	改訂された学習指導要領
60	滋賀県	草津市勤労福祉センター	①母子看護の授業展開について ②成人看護の効果的指導法について
61	京都府	京都平安会館	①リハビリテーションと看護 ②成人看護と看護臨床実習との関連
62	大阪府	大阪市立労働会館	①人体の構造と機能の授業展開 ②校内実習(沐浴実習)の展開
63	兵庫県	兵庫県民会館	①基礎看護の効果的指導法の工夫 ②母子看護の効果的指導法の工夫
平成元	奈良県	春日野荘	①地域職域における看護の展開 ②臨床実習における初期指導の在り方
2	和歌山県	紀の国会館	①安楽な体位の実習指導の方法と内容 ②教育課程について(専攻科)
3	滋賀県	さざなみ荘	①福祉教育への取り組み ②老人理解のさせ方
4	京都府	京都私学会館	①成人看護の指導内容の精選と指導方法 ②看護情報処理の指導内容について
5	大阪府	なにわ会館	①問題解決能力を養うための成人看護臨床実習における取り組みについて ②看護情報処理の指導計画について ③専攻科における成人・老人看護実習の展開について
6	兵庫県	六甲荘	①臨床実習の到達目標と評価について ②看護情報処理について
7	奈良県	春日野荘	①老人を理解させるための工夫 ②効果的な実習をさせるための工夫
8	和歌山県	紀の国会館	①講演「看護教育の現状と問題点」 ②看護臨床実習の事前指導について ③プレポストアンケートを活用して基礎看護技術の学習を効果的に発展させる試み
9	滋賀県	つがやま荘	①講演「現代青年の心理」 ②5年一貫の看護教育について考える ③5年一貫の看護教育のカリキュラム ④講演「カリキュラムの改正に当たって」
10	京都府	京都ガーデンパレス	①カリキュラムの改訂における指導方法と課題(1) ②カリキュラムの改訂における指導方法と課題(2) ③講演「思いやりの心を育てる教育」
12	大阪府	ホテルアウィーナ大阪	①老人の理解を深めるための工夫 ②在宅看護論実習を効果的に進めるために
15	兵庫県	但馬長寿の郷	①講演「在宅リハビリテーションについて」 ②5年一貫における教科内容について ③制度上の問題あるいは学校運営における問題について ④近畿高等学校看護教育研究協議会の管理運営について

4 教員の研修

職業教育のいずれの分野にも共通することであるが、教員の現場研修は欠かすことのできない大切なものである。本府では、文部省の産業教育内地留学生として衛生看護科の教員を毎年2人程度病院へ派遣し、その研修成果を教育現場に生かす努力が行われてきた。昭和56(1981)年度から大学・短期大学へも派遣し、資質の向上と指導内容の充実が図られてきた。現在までに衛生看護科教員13人が病院や大学・短期大学へ産業教育内地留学生として派遣されている。

また、文部省・厚生省・日本看護協会が、衛生看護科教員及び臨床指導者に対して実施している長期及び短期講習会に毎年積極的に参加し、医療界の進歩発展

に対応できるよう研鑽を積んでおり、府教育委員会から派遣された長期講習会参加者は9人となっている。

さらに、衛生看護科教員全体の実技の向上を図るため、府教育委員会主催で毎年1回開催されている実技研修会にも参加している。昭和59(1984)年には、日本赤十字社の救急法についての講習に参加し、参加者全員が救護者の資格を取得した。

このほか、平成元(1989)年改訂の学習指導要領により導入された科目「看護情報処理」に対応するため、府教育センターで開催されているコンピュータ関係の研修会に毎年参加し、必要な技術の習得が行われた。毎年夏には、コンピュータの指導者を招聘し、校内研修も行われた。

5 教員の研究活動

(1) 研究指定校

府立白菊高校は、前述のように昭和46・47(1971・1972)年度に文部省の研究指定校となった。看護実習の到達目標をより具体化し、明確にするために活用された「チェックリスト」は、その際の研究成果の一つである。平成6(1994)年度には、「コンピュータ使用の看護教育」の研究活動が行われた。

(2) 各種研究集会・研究協議会等の参加・発表

衛生看護科の教員は、各種研究集会・研究協議会等にも積極的に参加し、資質の向上に努めた。

その主なものとして、近畿高等学校看護教育研究協議会、全国看護高等学校研究協議大会、日本看護学校協議会主催の教育研究会がある。

なお、平成13(2001)年度及び平成14(2002)に文部科学省主催の新産業技術等指導者養成講習が、府立白菊高校で開催された。

(3) 教員研究論文

府立白菊高校においては、教員のグループ及び個人による研究が熱心に行われた。府教育委員会主催等の論文の募集にも積極的に応募し、多くの者が優秀論文として入選した。

6 生徒募集停止の経緯と今後の看護教育

(1) 生徒募集停止の経緯

准看護婦制度の見直し問題は、昭和59(1984)年に当時の府立白菊高校の和田昇校長が全国看護高等学校長協会の理事長をつとめ、厚生省健康政策局主催の看護制度検討委員会の委員として出席したときから始った。

その後、平成8(1996)年12月の厚生省の「准看護婦問題調査検討委員会」報告に「現行の准看護婦養成課程の内容を、看護婦養成課程の内容に達するまでに改善し、21世紀初頭の早い段階を目前に、看護婦養成制度の統合に努めること。」と記された。

このため、平成10(1998)年度及び平成11(1999)年度に府教育委員会に「白菊高等学校の在り方検討委員会」が設置され、看護制度等について検討が行われた。

平成11(1999)年12月には、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部省令改正の公布が行われたが、その内容の主なものは、次のとおりである。

①准看護婦学校養成所として平成14(2002)年4月から専門科目の3年間の履修時間を現行の1,500時間から1,890時間の履修とする。

②平成13(2001)年度入学者の知事試験である准看護婦資格試験は、現行カリキュラムで受験可とする。

これを受けて、府教育委員会において検討が重ねられ、①衛生看護科のままで准看護婦養成施設として存続した場合、准看護婦の資格に必要な授業時間数が、現行の1,500時間から1,890時間へと390時間の大幅増となる。②平成14(2002)年度から学校週五日制が完全実施されることから、この増加分は3か月分の授業日数増に当たり、現状の衛生看護科のままで対応することは、生徒に大きな負担を与えることになる。④府立白菊高校の生徒は、准看護婦にとどまらず、看護婦資格を得るために、卒業後ほとんどの生徒が上級学校への進学をめざしているが、進学に必要な国語や数学、英語等の普通科目の履修の割合がさらに少なくなり、

上級学校への進学がますます困難な状況となるなどの問題等が出された。このため、看護の高等専門学校化などあらゆる可能性について検討が行われた。その結果、①5年間一貫教育を実施しても、卒業の認定は高校卒業資格のため、進学や就職に不利になる。②府立高校全体では看護婦をめざす者が年間約2,000人であり、府立白菊高校卒業者は160人で、全体の8%を占めているに過ぎないことなどを慎重に検討しながら、同窓会、PTA、現・旧教職員等へも十分情報を提供することなどをおして、結局生徒募集停止という案を考えるに至った。

(2) 今後の本府の看護教育

前述のような検討の結果を踏まえ、府教育委員会において、「平成14(2002)年度から施行される制度改正に伴い、府立白菊高校を准看護婦養成施設として存続させることは困難であり、同年度から生徒募集停止とする」と決定された。

また、同時に看護系の系列を持つ総合学科を府立堺東高校に設け、平成14(2002)年度に生徒募集を開始するほか、看護系の上級学校への進学に対応した教育課程を実施することを、中学校に積極的に提供することとなった。

(3) 大阪府立白菊高等学校の閉校

平成16(2004)年2月に府教育委員会、病院、同窓会、旧教職員など多数の関係者の列席のもと、府立白菊高校の閉校式典が挙行された。

昭和42(1967)年の開校以来、衛生看護科4,953人、看護専攻科462人、計5,415人の卒業者を看護界に送り出した。卒業生は当校で培われた「看護の心」を忘れることなく、今もなお、日本のみならず、アメリカやカナダ、オーストラリアなど海外の看護界や福祉の世界で活躍している。

